

今後の「チュウヒの保護の進め方」について



写真：岡田宇司氏

(公財)日本野鳥の会 自然保護室
主任研究員 浦 達也

【チュウヒサミット2006→環境省レッドリスト改定】

●チュウヒの国内の保護活動は2000年を過ぎても進んでいなかった。

●2006年6月24日に名古屋市内でチュウヒサミット2006開催

- ・チュウヒは国内で数十つがい程度しか繁殖していない
- ・ラムサール湿地以外の生息地ではヨシ原の環境が悪化
- ・大規模なヨシ原を保全する法的枠組みが少ない
- ・チュウヒの繁殖にはヨシ原、水路や開水面が必要

確認



(環境省)

チュウヒが生息する草原・湿地環境の悪化

繁殖つがい数が非常に少ない

絶滅危惧Ⅱ類



2006年12月

絶滅危惧ⅠB類に指定された。

【チュウヒサミット2008】

- 2008年6月21日(土)に名古屋市内でチュウヒサミット2008開催
- 政府が保護するイヌワシ、クマタカなどよりも、国内での絶滅の危険が迫る希少な猛禽類の一種であることを確認
- チュウヒサミット2008提言
 - ・チュウヒの繁殖する自然環境を**特別保護区**とし、すべての開発行為を規制すること
 - ・外来動植物の増殖や**人間の水環境操作**による湿地の陸地化などによりヨシ原環境が減少することを押しとどめること
 - ・ヨシ原環境内やその周辺におけるレジャー行為によるヨシ原破壊やチュウヒの**繁殖活動への妨害行為を規制**すること



【チュウヒサミット2010】

●2010年7月18日(日)に名古屋市内でチュウヒサミット2010開催

●チュウヒサミット2010宣言

- ・チュウヒの暮らしやその生息環境の価値をよく知り、さらに湿地環境を農業など人間の暮らしにとっても重要な環境として再認識し、普及・教育し、**更なる基礎研究**を進めていくとともに、人のネットワークを維持し、発展させていくこと。
- ・木曽岬干拓地をはじめ、現在ある日本全国のチュウヒの繁殖地・越冬地を、**基幹的な生息環境として保全**を計っていくとともに、生息地をネットワークとして守っていくこと。
- ・その際、湿地環境の健全な持続に必要な周辺・連続環境として田畑など**人の生活環境との共存**をはかり、一体的に保全していくこと。
- ・全国の干拓地や埋立地に復活してきた環境も含め、ヨシ原に代表される**河口部湿地環境の維持・回復**をはかること。
- ・**チュウヒを種の保存法の対象**に加え、法によって保護し、絶滅のおそれのある状態から回復させること。

【チュウヒ保護方策検討調査業務の開始（環境省）】

●業務目的

- ・平成24年度および平成25年度・・・チュウヒの生息分布状況、行動圏や営巣・採餌環境の解明などの基礎的情報の収集。
- ・平成26年度・・・繁殖期および越冬に対して影響を与える外的要因の特定、その他不足している基礎的情報の収集、ガイドライン案作成。
- ・平成27年度・・・それまでの成果から、**チュウヒの保護の進め方を取りまとめる。**

●業務内容

- ・繁殖状況に関する現地調査
- ・越冬地およびねぐらに関する現地調査
- ・チュウヒの保護の進め方の作成
- ・チュウヒ保護方策検討会の設置および運営

●主な調査結果

- ・**行動圏**・・・勇払原野(繁殖期);MCP法5,884ha、固定カーネル1,041ha
霞ヶ浦周辺(越冬期);MCP法36,806ha、固定カーネル法で4,050ha
- ・**営巣環境**・・・営巣は主にヨシ群落。周囲に河川や湖沼等の水域
- ・**越冬環境**・・・ほとんどがヨシとオギ。営巣環境よりヨシが低くまばら
- ・**生息動向**・・・2012年時点で全国に少なくとも80つがい(北海道35
青森9,秋田24,千葉3,石川1,愛知3,大阪2,兵庫1,山口1,福岡1)
- ・**繁殖に影響する可能性ある外的要因と営巣地の立地環境の関係**
 - ・**生物的要因**;カラス類、オジロワシ、トビ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサに対する
排他行動と同種間でのなわばり防衛行動。
 - ・**人為的要因**;パラモーターの飛行、営巣地付近で定点観察を行う
調査員に対して忌避行動を確認
- ・**まとめ**;チュウヒは他の猛禽類と比較して、人為的環境下の強い
地域に生息する。そのため、営巣地の立地は人為的影響下にあり、
人的活動も多い。一方、通常の人的活動に対しては忌避行動を
示さないことから、外的要因は立地環境ではなく、非日常の人的
行動や行為による影響が大きいと考えられる。

【チュウヒの保護の進め方の発行(環境省)】

●環境省は平成28年6月、それまでのチュウヒ保護方策検討調査業務の成果を活用する形で、チュウヒの保護進め方を発行

●背景と目的

- ・チュウヒが生息するには、豊かな湿地環境が必要
- ・チュウヒの生息地は良好な湿地生態系が維持されている
- ・国内繁殖数は80～90 つかい、越冬個体数は300～450 羽と推定
- ・近年は個体数の減少が懸念される
 - 湿地の開発や植生遷移によるヨシ原の衰退等
 - カメラン等の繁殖地への過度な接近による営巣環境の攪乱
- ・チュウヒの保全を進めるため、各種開発事業等に際してのチュウヒの保全措置の検討のための考え方を明らかにした
- ・ここにある調査方法や保全措置の検討については、全国で繁殖するチュウヒに対応できるようにとりまとめており、環境影響評価法等に基づく環境アセスメント手続きの各段階において、チュウヒの調査方法や保全措置を講じる際の参考としての活用が期待される

●保全措置及びその調査方法の考え方

- ・広範囲に渡って分布する地域では事業の影響を回避することは困難なため、事業予定地の選定段階であらかじめ生息地を回避できる計画を立てること
- ・事業の影響の回避が困難な場合は、「営巣中心域」、「高利用域」、「採食地」、「就埒域」など、チュウヒにとって重要な場所を中心に保全措置を検討すること。
- ・調査方法・・・広く見通しがきく区域を中心に、重要で特徴的な行動と地域の環境特性を確認できるよう、目視により調査

●保全措置検討の手順

- 生息状況の情報収集
- 予備調査
- 保全措置の検討のための調査・解析
- 保全措置の検討のための調査・解析
- 保全措置の検討・実施
- 保全措置の検証のための調査

チュウヒ保護の進め方

平成28年6月

環境省 自然環境局 野生生物課

●保全措置の検討のための調査・解析の方法

- ・調査期間：営巣場所を発見し、少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期(造巣期から巣内育雛期)の調査を実施すること
- ・調査項目
 - ・行動圏(つがいの有無、飛行軌跡、止まり場、採食地等)
 - ・営巣場所(営巣地のおよその位置、営巣地周辺の地形・植生等)
 - ・繁殖状況(造巣・抱卵・孵化・巣立ちの確認等)
 - ・自然環境(生息地周辺の地形、植生)
 - ・社会環境(土地利用状況、事業予定地周辺の開発計画等)
- ・調査方法
 - ・行動圏調査：観察時間は午前中が多く含まれるように設定。
調査は、各繁殖ステージに1回(連続3日程度)実施
 - ・求愛期：求愛行動等によりつがいの有無を確認
 - ・造巣期：観察される巣材搬入から営巣地の位置の目安をつける
 - ・抱卵期：餌運び、餌渡し行動から巣の位置を特定する
 - ・巣内育雛期：主要な採食地を確認する
 - ・巣外育雛期：主要な採食地を確認し、巣立ち後の幼鳥の行動範囲も確認
 - ・営巣場所調査：ディスプレイ飛翔、追出行動、餌運び、巣材搬入等から、大まかな営巣場所を特定
 - ・繁殖状況調査：繁殖の有無と繁殖の成否を確認。繁殖の有無は、巣材搬入の他、抱卵、抱雛及び孵化を示唆する行動から確認

●営巣中心域、高利用域、採食地の定義

・営巣中心域

- ・巣へ運ぶ獲物を処理する場所
- ・餌渡しを行う場所
- ・なわばりの防衛をする場所
- ・幼鳥が巣立ち後1ヶ月間生息する区域

・高利用域

- ・繁殖するつがいが高頻度を利用する区域。営巣中心域とともに主要な移動経路、主要な採餌経路、主要なとまり場所等

・採食地

- ・採食に利用される場所および潜在的に採食地となり得る区域

●保全措置検証のための調査とフィードバック

- ・繁殖の成否や採食地の利用状況確認調査を**開発事業の実施中から完了後3年**は行うこと

●今後の課題

- ・チュウヒの生態等は依然情報が不足。今後いっそうの研究が必要
- ・チュウヒの生息調査等は幅広い主体によって実施。それらの調査等
で得られた情報を収集し、有効活用を図ることが求められる

【種の保存法における国内希少野生動植物種への指定へ】

●種の保存法(平成5年4月施行)とは

国内に生息・生育する希少な野生生物を保全するために必要な措置を定める法律。国内に生息する絶滅の恐れのある種を国内希少野生動植物種に指定し、おもに捕獲や譲渡を規制する

●国内希少野生動植物種とは

種の保存法律に基づき、国内において絶滅のおそれのある野生動植物種を「国内希少野生動植物種」として指定し、個体の捕獲、譲渡し等を原則禁止するとともに、必要に応じ生息地等保護区の指定や保護増殖事業を実施することにより、種の保存を図るもの。

・指定要件

- ・その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、または著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- ・全国の分布域の相当部分で生息地が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
- ・分布域が限定されており、かつ、生息地の環境悪化により、その存続に支障を来す事情がある種
- ・分布域が限定されており、かつ、生息地における過度の捕獲または採取により、その存続に支障を来す事情がある種

●チュウヒが国内希少野生動植物種に指定された理由

- ・草地や湿地環境の悪化で繁殖確認されない場所が増加
- ・繁殖個体は国内に90つがい程度と推測、**個体数が著しく少ない**
- ・チュウヒの生息地では、その他の鳥類の種数、個体数が多く、チュウヒの繁殖成績の高い場所の保全が、複数の小鳥類の繁殖成績の高い場所の保全につながる
- ・チュウヒは**湿原(草原)環境のアンブレラ種**と位置付けられ、その保全が現在減少傾向にある草原性鳥類全般(ウズラ、アカモズ、シマクイナ、オオヨシゴイ、マキノセンニュウ、シマアオジ等)の保全に寄与する。

●関連条文

- ・2条;**国は、その種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施する**
- ・2条の2;地方公共団体は、その種の保存のための施策を策定、実施するよう努める
- ・34条;土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならない
- ・36条;環境大臣は、その個体の生息地の保護を図る必要がある区域を**生息地等保護区として指定**することができる
- ・38条;環境大臣は、保護を図る必要がある場所を、立入制限地区として指定できる
- ・46条;国は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、**保護増殖事業を行うものとする。**

【今後のチュウヒの保護の進め方の提案】

- ・各主体に散らばっているチュウヒの生息に係る情報の集約
- ・地域個体群の存在の有無を確認するための遺伝的構造の解明
- * 国内で繁殖するチュウヒの、大陸の個体群との遺伝的交流の有無
- ・詳細調査による、チュウヒの繁殖や採餌環境の選択性の把握
- ・大規模繁殖地における生息環境および繁殖成功の維持
- * チュウヒの遺伝子供給基地となる繁殖地の確保
- ・チュウヒの生息地を鳥獣保護区に追加設定
- ・新たな繁殖地の創出と維持管理
- * 英国では好適な繁殖地の人為的創出で繁殖が定着する事例あり
- ・環境省の保護増殖事業の対象種になるよう働きかけ
- * 国による手厚い保護対策の必要性
- ・繁殖や越冬の脅威となる人為的要因の排除
- ・生息状況に関するモニタリングの継続
- ・風力発電による影響の受けやすさの解明
- * 海外ではチュウヒ類でバードストライクが発生している